



# 相 談

## 引きこもり相談窓口

市内在住の15歳（中学校卒業後）からおおむね39歳までの人で引きこもりなどに悩んでいる人とその保護者を対象に、カウンセラーによる相談を実施します。

**とき** ① 4月23日(木)、② 5月28日(木)、  
いずれも午後1時～2時30分、午後2時30分～4時

**ところ** 青少年センター

**定員** 各1人（申し込み先着順）

**参加費** 無料

**申し込み** ①は4月6日(月)～16日(木)、  
②は5月7日(木)～21日(木)までに社会教育課へ（電話申し込み可）

## 4月1日から消費者相談の時間を延長します！

消費者被害が複雑化していることから、より一層の消費者相談の充実を図るため、4月1日(水)より、相談受け付け時間を延長します。新しい時間は次のとおりです。

また、本市の消費者相談は、本市在住の人だけではなく太子町、河南町、千早赤阪村に在住の人も相談を受ける

ことができます。

なお、電話での相談も受け付けています。

**とき** 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時（祝日・年末年始を除く）

**ところ** 市役所1階7番窓口奥

**問い合わせ** 市消費者相談室（内線186）



今月の相談		気軽に相談ください。相談は全て無料です。		
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法律相談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人）、 祝日を除く、1人年1回
市民相談 出張市民相談	月～金曜日 第1・3水曜日	午前9時～午後5時30分 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	電話相談も可（内線182、185）、祝日を除く 祝日を除く
行政相談	16(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	
司法書士相談	21(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人、1人年1回
人権なんでも相談	24(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線187）、人権擁護委員による相談
女性の悩み相談	9(木) 17(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	定員4人 要予約（市役所内線474）、女性カウンセラー 定員5人 による相談 ※9(木)は午後3時30分まで
女性のための電話相談	3(金)、10(金)、21(火)、 28(火)、5/1(金)	午前10時～午後2時		☎(23)0567、問い合わせ（内線474）、女性の相談員による相談
人権相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会 （人権文化センター内）	事前予約も可 ☎(24)3700、電話相談も可、 祝日を除く
生活相談	月～金曜日	午前9時～午後5時		
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約 ☎(26)1233、定員3組、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日を除く
児童家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日を除く
発達相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日を除く
子育て相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可 ☎(26)3676、祝日を除く
健康相談	13(月)、27(月)	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約 ☎(28)5520、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
心配ごと相談	7(火)、17(金)、28(火)	午後1時～4時	総合福祉会館	電話相談も可 ☎(25)8200 ※7(火)は障がい者の相談、 17(金)は司法書士による相談(要予約)、28(火)は女性の相談。
	10(金) 24(金)	午後1時～4時	金剛連絡所	女性の相談日 電話相談も可 ☎(29)1401 (障がい者の相談日 障がい者以外の相談もできます)
	10(金)	午後1時～4時	かがりの郷	要予約 ☎(20)6070、司法書士による相談
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	総合福祉会館、かがりの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する あらゆる相談、祝日を除く
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市民公益活動支援センター	要予約 ☎(26)7887、祝日を除く ※ただし、事前予約 により土・日曜日、祝日、夜間の相談も可
農業相談	8(火)	午後1時～4時	市役所4階農業委員会	事前予約も可（内線444）
商工相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談 ☎(25)1101、祝日を除く
商工法律相談	14(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
日本政策金融公庫相談	8(火)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
税理士による税務相談	10(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
消費者相談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線186）、専門相談員による相談、 祝日を除く、消費者ホットライン ☎0570(064)370
就労支援相談 おでかけ就労支援相談	月～金曜日 28(火)	午前9時～午後5時 午後1時～4時	市就労支援センター(人権文化センター内) 市役所4階A会議室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労について の相談（就職のあっせんはしません）、祝日を除く
若者の就労・自立相談	15(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約 ☎(26)9441（就職のあっせんはしません）
労働相談	9(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線187）
障がい者就業・生活相談	20(月)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線199） 専門相談員による相談（就職のあっせんはしません）
住宅関連法律相談	17(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線436、437）、定員6人



## 上下水道

### 貯水槽水道の設置者と利用者 の皆さんへ

ビルやマンションなどに設置されている貯水槽水道（受水槽方式）は、設置者や管理者が適正に管理し、衛生的な水を給水しなければなりません。

貯水槽水道設置者は、次のことを実施してください。

- ①貯水槽の清掃…1年に1回以上、定期的に清掃してください。
- ②貯水槽の点検…水槽のひび、水槽内への異物の混入がないかなど、定期的に点検してください。
- ③水質検査の実施…各家庭などの蛇口から出る水の色、濁り、におい、味などに異常がないかを確認し、異常があったときは、必要な水質検査をし、安全確認をしてください。

**問い合わせ** 水道工務課（内線257）

### 私道における下水道整備

本市では、トイレの水洗化、生活雑排水の適正な処理を図るため、一定の条件に該当する私道について、土地所有者および沿道の皆さんの申請により、市の費用で公共下水道管を敷設し維持管理をします。

#### 主な敷設条件

- ・公共下水道の事業計画区域にあり、その一端が公共下水道に接続が可能なこと
  - ・原則として幅員1.2m以上で一般の通行に使われており、下水道管を敷設できること
  - ・公共下水道を利用する建物が2戸以上あること（同一敷地で同一所有者の建物は1戸になります）
  - ・公共下水道を利用することになる全ての方が公共下水道管の敷設を要望していること
  - ・土地所有者が公共下水道管の敷設および利用することとなる人の使用を承諾していること
- ※詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** 下水道課（内線268）

### 公共下水道が使えます

3月31日から、次の各地域のうち、すでに公共ますなどが設置されている世帯については、新たに公共下水道（汚水）が使えるようになりました。

**対象地域** 宮町二・三丁目、旭ヶ丘町、錦織中二丁目、彼方、山手町、西板持町三・六・八丁目、東板持町一～三丁目、若松町東一丁目、須賀二丁目、伏山三丁目の各一部

**◎1日も早く水洗化工事を** 公共下水道が使える地域の皆さんは、トイレや風呂、台所、洗濯などの家庭から出る排水を公共下水道に流さなくてはなりません。そのため、トイレの水洗化や生活雑排水を公共下水道に流すための改造・接続工事をしてください。工事に必要な費用については、無利子の融資あつせん（法人は対象外）をしますのでご利用ください。

※工事は必ず本市の指定する排水設備工事指定業者に依頼してください。

※市街化調整区域の世帯は1ますにつき12万円の市街化調整区域下水道分担金が必要です。

**◎下水道に切り替えると** 清潔な水洗トイレを使用でき、また溝へ汚れた水を流さなくなるので、街の美化や川の水質改善にもつながります。

**問い合わせ** 下水道課（内線262）



## 介護保険

### 27年度介護保険料 仮決定通知書を送付します

65歳以上の人（第1号被保険者）の27年度分保険料は、26年中の所得金額と世帯の課税状況を基に決定しますが、4月1日現在ではその所得が確定していないため4～6月分（特別徴収の場合は4・6・8月分）の保険料については、昨年度の保険料段階を基に仮決定します。

仮決定通知書は4月上旬に送付します。納付方法など詳しくは右表「介護保険料・国民健康保険料の仮決定通知書が届いたら」をご覧ください。

**問い合わせ** 高齢介護課（内線175、176）



## 国民健康保険

### 27年度国民健康保険料 仮決定通知書を送付します

国民健康保険加入世帯の27年度分保険料は、26年中の所得金額を基に決定しますが、4月1日現在ではその所得が確定していないため4～6月分（特別徴収の場合は4・6・8月分）の保険料を昨年度の保険料を基に仮決定します。

仮決定通知書は4月中旬に送付します。納付方法など詳しくは下表「介護保険料・国民健康保険料の仮決定通知書が届いたら」をご覧ください。



仮決定通知書が届いたら

保険料を正しく決定するには、世帯の所得状況を把握する必要があります。所得のない人であっても、所得申告をしていないと保険料の軽減判定ができないことがありますので、必ず所得申告をしてください。

**問い合わせ** 保険年金課（内線151、155）

### 介護保険料・国民健康保険料 の仮決定通知書が届いたら

いずれの保険料の場合も、仮決定通知書が届いたら、普通徴収の人はコンビニエンスストア、取扱金融機関または市役所で納入期限内に納めてください。口座振替の申し込みをしている人は、指定口座より引き落とします。

特別徴収の人は、年金から天引きします。保険料の年額は、7月に本決定します。年額から今回通知する仮決定額を差し引いた額を7月～28年3月分（特別徴収の人は10・12・2月分）で納めていただくこととなります。

なお、4月中旬を過ぎても通知書が届かない場合、国民健康保険料については保険年金課（内線151、155）、介護保険料については高齢介護課（内線175、176）へお問い合わせください。

## 特別障がい者手当・障がい児福祉手当の申請を

日常生活において、常時特別な介護を必要とする重度の心身障がい者(児)に対し、特別障がい者手当・障がい児福祉手当が支給されます。なお、各手当ての支給月額が、今年4月分から次のとおり改定されます。

**対象者** 在宅で常時特別な介護を必要とする重度心身障がい者(児)  
※所得制限などがありますので、詳しくはお問い合わせください。また、施設入所者や長期入院されている場合は支給されません。

**支給額** 特別障がい者手当＝月額2万6620円、障がい児福祉手当、福祉手当(経過措置分)＝月額1万4480円

**問い合わせ** 障がい福祉課(内線192、193)

## 社会参加促進活動ボランティア募集

社会参加促進活動「ほーけんじま」では、障がい(主に知的障がい)のある人の社会参加を支援しています。

外出活動の付き添いや補助、各種イベントの運営などをしていただけるボランティアを募集しています。

活動は毎月1～2回(日曜日)で、年齢や性別を問わず、随時受け付けています。

※集合場所から解散場所までの交通費などは助成します(ただし、昼食代は実費)。

**申し込み** 相談支援センターあーる  
〔☎(20)6575・☎(55)3113・Eメールare.206575@sfj-osaka.net〕へ

## 献血にご協力を

**とき・ところ** 4月22日(木)、午前10時～11時30分＝南河内府民センター、午後2時～4時30分＝P.L.病院

**対象者** 18～69歳で体重が50kg以上の人(65歳以上の方は60～64歳の間に献血の経験がある人に限ります)

※ただし、男性は17歳から可。その他の条件などはお問い合わせください。

**問い合わせ** 市献血推進協議会(総合福祉会館内)〔☎(25)8261〕



## 国民年金

### 国民年金保険料が改正

4月から28年3月までの国民年金保険料について、全額保険料は月額1万5250円から1万5590円(月340円引き上げ)になりました。

また、一部免除制度を承認された人で、4分の1免除は月額1万1440円から1万1690円(月250円引き上げ)、半額免除は月額7630円から7800円(月170円引き上げ)、4分の3免除は3810円から3900円(月90円引き上げ)に改正されました。

**問い合わせ** 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕

### 会社などを退職された皆さんへ

日本に住んでいる20歳から60歳までの人で、会社を退職されて厚生年金保険の資格を喪失した人や、その人に扶養されている配偶者は国民年金加入の手続きが必要です。

年金手帳と退職年月日を確認できる書類(離職票、雇用保険受給資格者証など)、印鑑を持参し、保険年金課⑧番窓口へお越しください。

なお、所得が少ない場合や、失業により国民年金保険料(月額1万5590円)を納付することが困難になった場合、申請をして承認されると保険料が全額、または一部免除(一部納付)される制度(世帯主や申請者本人と配偶者の所得により審査)や、30歳未満の人を対象に保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度(申請者本人と配偶者の所得により審査)がありますので、詳しくはお問い合わせください。

**問い合わせ** 保険年金課(内線153、154)



## 募集

### 学習サポーター募集

市立小・中学校で、授業中の指導補助や休み時間、放課後の学習活動などをサポートしていただける大学生のボランティアを募集しています。※活動時期や時間帯などは、派遣先の学校と相談の上、決定します。

**申し込み** 教育指導室に備え付けのボランティア登録用紙に必要事項を記入し、土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分に同室(内線365)へ

### けあぱる職員・アルバイト募集

①職員 対象者 介護福祉士の資格を有する人

②アルバイト 対象者 介護福祉士または介護職員初任者研修以上修了者(ホームヘルパー2級以上取得者)のいずれかの資格を有する人

**募集人数** ①1人、②若干名  
※勤務時間や業務内容など詳しくはお問い合わせください。

**申し込み** ①は4月1日(木)～、けあぱるで配布する受験申込書に写真を貼付し資格証明書(写し不可)を添えて10日(金)までに、②は履歴書に写真を貼付し、資格証明書(写し不可)を添えて随時、けあぱるへ

### 労働基準監督官採用試験

**受験資格** 昭和60年4月2日～平成6年4月1日生まれの人、または平成6年4月2日以降に生まれた人で大学を卒業した人(卒業見込み、大学卒業と同等の資格があると認められる人を含む) ※詳しくはお問い合わせください。

**第一次試験日** 6月7日(日)

**申し込み** インターネット＝4月1日(木)～13日(月)まで人事院ホームページ(<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)で受け付け、郵送・持参＝大阪労働局などで配布する受験申込書に必要事項を記入の上、4月1日(木)～2日(金)(消印有効)までに、☎540-8527大阪市中央区大手前四丁目1の67 同労働局総務課〔☎06(6949)6485〕へ



## 税

### 固定資産税の『縦覧帳簿の縦覧』と『課税台帳の閲覧』を実施

**縦覧帳簿の縦覧** 縦覧帳簿の納税者本人の土地・家屋の評価額と市内の他の土地・家屋の評価額を比較できます。

#### 記載内容

◇土地価格等縦覧帳簿＝所在、地番、地目、地積、価格、市街化区域・市街化調整区域の別

◇家屋価格等縦覧帳簿＝所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、建築年縦覧できる人

◇土地価格等縦覧帳簿＝市内に土地を所有している納税者

◇家屋価格等縦覧帳簿＝市内に家屋を所有している納税者

※いずれも納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人でも可。

**期間** 4月1日(水)～6月1日(月)まで(土・日曜日、祝日は除く)の午前9時～午後5時30分

**課税台帳の閲覧** 所有者は固定資産課税台帳を閲覧できます。また、借地人・借家人なども賃借権などの目的となる土地・家屋について記載された部分を閲覧できます。

#### 閲覧できる人

◇納税義務者

◇納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人

◇借地人、借家人など(ただし、権利関係と有償であることを示す書類が必要です)

**期間** 4月1日(水)～28年3月31日(木)まで(土・日曜日、祝日は除く)の午前9時～午後5時30分

#### 縦覧・閲覧に必要な書類など

・本人確認ができる書類(納税通知書や運転免許証など)

・納税管理人や納税者の同居親族は閲覧できますが、代理人が来られる場合は委任状が必要

・法人名義の物件については、委任状または申請書に代表印の押印が必要

#### 縦覧・閲覧場所

課税課(内線113～116)

### 市税の滞納整理を強化中!

本市では、26年度分の市税を含め納税催告、滞納処分を集中して実施しています。

今後も滞納者に対しては、必要に応じて財産差し押さえなどの厳しい措置をとることとしています。

また、税金を納付期限までにお納めいただけない場合は、督促手数料や延滞金が加算され、余分に税金を納めなければならないとなりますので、納付期限までに納めてください。

**問い合わせ** 納税課(内線121～124)

### 市税未納の人を対象に休日納付相談会を実施します

仕事などの理由により、市役所に普段来ることができない人は、この機会にぜひご相談ください。なお、当日の混雑を避けるため、4月17日(金)までに電話で申し込んでください。

**とき** 4月19日(日)、午前9時30分～正午、午後1時～5時

**ところ** 市役所1階納税課

**申し込み** 納税課(内線121～124)へ



## 福祉

### 後期高齢者医療制度 人間ドック費用の一部助成

府後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、人間ドック受診費用の一部助成事業(2万6000円を限度に年度内1回限り)を実施しています。

助成には、申請が必要となりますので、受診された人間ドックの領収書、検査結果通知書、被保険者証、助成金を振り込むための口座番号が確認できるもの、印鑑を持参し、福祉医療課で申請してください。なお、支給は後日となります。

※人間ドックを受診された人は、申請されるまでの間、領収書などを大切に保管してください。

※脳ドックなどのオプション検査費用は助成の対象になりません。

**問い合わせ** 同広域連合給付課(☎06(4790)2031)

### 27年度の後期高齢者医療健康診査受診券を発送します

府後期高齢者医療広域連合では、府内在住の被保険者に、「健康診査受診券」を4月下旬に送付します(年度途中に被保険者となられる人には、誕生月の翌月に送付します)。



受診券に記載された有効期限内に同広域連合が指定する医療機関などで、健康診査を1回のみ無料で受診できます。受診の際は事前に医療機関などに予約し、受診券と被保険者証を受診機関の窓口で提示してください。

※病院または診療所に6カ月以上継続して入院している人、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などに入所または入居している人は対象になりません。なお、退院・退所したなど変更があった場合はお問い合わせください。

**問い合わせ** 同広域連合給付課(☎06(4790)2031)

### 障がい者(児)給付金の申請を

5月1日(金)～29日(金)まで、障がい者(児)給付金の申請を受け付けます。

**対象者** 4月1日現在、本市に1年以上居住している人で、身体障がい者手帳(1～6級)、療育手帳(A・B1・B2判定)、または精神障がい者保健福祉手帳(1～3級)をお持ちの人で今年度新しく手続きされる人、振込先の口座に変更がある人

※昨年度に給付金を受け取られた人は、手続きの必要はありません。

※市外から、市内の施設に入所している人を除きます。

**申し込み** 該当する手帳、印鑑、本人名義の通帳を持って、障がい福祉課または金剛連絡所へ

**問い合わせ** 障がい福祉課(内線192、193)